

令和7年第10回大津町議会文教厚生常任委員会審議記録

議案第67号 件名 大津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 利用者は乳児等通園支援事業と一時預かり事業の併用が可能との説明だったが、受け入れ側の体制整備によって、実施可能な内容に違いが生じるのではないか。

答弁 両事業はそれぞれ異なる目的をもつ制度であり、それぞれに保育士の配置が定められています。例えば一般型では、同日同時間帯に両事業が実施される場合には保育士の兼任は出来ませんが、いずれか一方の事業のみを実施する場合には、同一保育士を配置とすることは可能です。

質疑 町として、乳児等通園支援事業の導入に向けた審議はいつから行ってきたのか。

答弁 審議については、令和6年度から、町内保育施設の園長会において行っています。その際、令和7年度の試行事業の実施についても協議しましたが、本町では実施しないこととしました。

質疑 乳児等通園支援事業の支援従事者の配置は専任になるのか。

答弁 支援従事者は、保育士1名は専任となり、職員の配置基準に応じて支援従事者の配置をいただくことになります。配置基準は、一般型や余裕活用型によって園児数や支援者の配置数が変わりますので、園によって対応していくことになります。

質疑 保護者の迎え時間が遅れた場合は、延びた時間帯は乳児等通園支援事業から一時預かり事業に切り替わるのか。

答弁 事前に遅くなることが分かっている場合には、利用時間の上限10時間の範囲で調整をいただく必要があると考えます。当日急きよ迎えが遅れる場合の対応は、現時点では国の質疑応答集にも載っていないため、実施ま

でに整理していきます。

質疑 実施枠に基づき利用人数と時間帯を設ける場合に、迎え時間が遅れるなどの事態が生じれば、保育現場で混乱が起きるのではないか。

答弁 必要な職員配置は満たす必要があるため、様々なケースに備えて、園とも協議しながら整理していきます。

質疑 乳児等通園支援事業の定員枠に対し支援従事者を配置するのか、それとも、枠に対し、利用児が来た時に配置するのか。また、業務内容に見合う給付単価となっているか。

答弁 一般型は専任を配置いただく必要があります。単価としては、現時点では1時間当たり利用者負担が300円、給付費が約1,000円ですので、単独事業としては黒字にはならないと思われます。

質疑 給付単価が低い中、事業実施を希望する園の理由は何か。

答弁 現時点では、新たに職員を配置せずに実施できる余裕活用型を希望されている園が多いです。その後の入園につながるケースもありますので、経営戦略として考えられる面もあります。

質疑 大津保育園はどの型での運用か。

答弁 余裕活用型での運用を考えています。

質疑 月10時間は、こどもが慣れずにずっと泣き続ける子もいるのではないか。その場合、保育士の負担が大きいのではないか。

答弁 全国でもそのような意見も見受けられ、心配な点もあります。

質疑 月10時間では足りないとの話も聞くが、大津町では月10時間を超える受け入れは考えないので。その他、先行事例の研修や情報収集等していると思うが、気になることは無かったか。

答弁 確かに、先行している自治体をはじめ、国の資料からも確認できます。ま

た、いきなり保育園に通園してなじめるのかとの懸念も伺っています。先行自治体の確認では、最初は利用が少なかったことや、思ったよりもスムーズに受け入れができるとの話も伺っています。そこで、まずは受入枠の確保を第一に考え、国の基準に基づいて実施し、経過も見ながら、必要に応じて、対応策を検討します。

質疑 何人程の利用を見込んでいるのか。

答弁 対象の未就園児が 240 名程おり、保護者アンケートから約 3 割の方が利用したいと回答されていますので、1 日当たり 7 人の受入枠を確保する必要があります。事業実施希望は 8 園からいただいておりますが、今後の国的通知等を踏まえ、何園を認可するか、協議が必要と考えています。

質疑 医療的ケア児や障がい児等の特別な配慮が必要なこどもへの対応体制として、対象となる児童は何名か。対応ができる施設はいくつあるか。

答弁 医療的ケア児の受け入れ体制は実施希望園のうち数園が現行の職員で対応可能と回答されており、他園においても受け入れ協議時の職員体制や必要な支援に応じて対応していきたいとの回答をいただいています。医療的ケア児は若干名おり、把握もしていますが、利用意向があるかわかりません。障がい児の人数は把握しておりません。なお、大津保育園では、医療的ケア児の受け入れ体制を整えております。

質疑 一般型と余裕活用型とあるが、まずは各園が受け入れをしやすい余裕活用型から始めるといった、運用上の工夫について検討は可能か。

答弁 実施希望園とも意見交換しながら、出来る内容で対応していきます。

質疑 定期利用と柔軟利用が出来るとあるが、その中で保険の対応はどう考えているか。

答弁 通常保育では、保育所等が保険に加入し、対応しています。国の質疑応答集においても、事業において賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定する予定となっていることから、園での保険加入が必要と考えます。

質疑 支給認定を受けて、園と利用契約した後に、子どもが合わないと思った場合には利用する園を変更することは可能か。

答弁 利用する園を変更することは可能です。

意見 これまでの議論から、無理のある制度と感じるため、その無理が園児の事故などにつながらないように丁寧に進めていってほしい。

討論 (反対討論)

- この制度では、月 10 時間を上限とする利用の中で、保護者が定期的に送迎する必要があり、必ずしも決まった時間内での送迎が可能とは言えず、制度の運用方法が決まっていないため反対する。また考え方によっては、一時預かり事業と乳児等通園支援事業の違いがわかりづらく、現場が混乱するのではないか。親子の孤立防止や幼少期の同世代との交流を図る事業として、保育園に通わせるといった理念には賛成ではあるが、乳児等通園支援事業が子どもを想っての制度といつても、子どもにもたらされる保育内容を考えると成長につながらないと考える。
- 保護者が迎えに来られないなどの理由で、利用時間の 10 時間を超えた場合など、審議すべき内容がある中で、拙速な結論を出していいのかと、もう一度審議するべきと考える。

(賛成討論)

この制度自体は義務的なものなので、やらなければいけない。制度を安全に行う上で、この基準条例は必ず必要なものである。逆に言うと制度を実施する上で、この基準条例がないということの方が、はるかにリスクが大きいということ。実施に当たっては、子どもにとっても保護者にとってもより安全に制度が運用されるようにしていただきたいと考える。

採決 可否同数、委員長採決で可決

議案第69号 件名 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 改正条文では、家庭的保育事業者等は、健康診断等の結果を把握しなければならない、となっている。健康診断結果等の情報を提供するかどうかは保護者の任意となっているが、家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できる要件は何か。

答弁 家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できる場合は、保護者の同意があったうえで健診の内容を確認し、省略することができるようになります。

質疑 同意がなかった場合は、家庭的保育事業者等が健康診断を実施することとなるのか。

答弁 保護者の同意がなかった場合は、家庭的保育事業者等で健康診断を実施することとなります。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第70号 件名 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 第4条の改正において、大津町子ども・子育て会議に所掌事務を追加する規定が設けられているが、内容的には要保護児童対策地域協議会の所掌事務に追加したほうがよいのではないか。

答弁 要保護児童対策地域協議会は、保護者による虐待を対象としています。国

の通知等により、大津町子ども・子育て会議において所掌事務の追加をする方法が可能でしたので、今回の改正を検討したものです。

質疑 子ども・子育て会議は児童虐待に関する専門家で組織するものではないため、手法を考えた方がよいのではないか。国の示している内容では、子ども・子育て会議内に委員会を組織するなどの示唆はなかったか。

答弁 子ども・子育て会議は幅広い分野から組織されているため、実施に際しては個人情報の取り扱いなど慎重な検討が必要と考えています。また、国の質疑応答集では、既存の子ども・子育て会議を審議会としてよいか、との問い合わせに対して、既存の会議の委員を指定することで差し支えないとの回答です。そこで、子ども・子育て会議内で部会を組織し、委員を限定して審議するなどの方法も検討していきます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第72号 件名 大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について

(健康福祉部 福祉課)

質疑 指定管理者制度がどのようなものか説明してほしい。

答弁 指定管理者制度は「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを目的としています。指定管理者制度のポイントとしては、民間事業者を含む「法人その他団体」を指定することができること、指定管理者による施設使用許可処分が可能であること、地方公共団体の広い運用裁量が認められることが挙げられます。地方自治体が議会の議決を経て、指定管理者を指定し、協定締結、料金設定等を行ったのち、利用者に対し指定管理者が使用許可を行うこととなります。毎年、指定管理者が地方自治体に対し事業報告を行い、必要に応じて、地方自治体は指示や指定取り消し等を行うことになります。全国的な公募と非公募の状況については、公募で選

定されている施設は約5割ですが、都道府県では約6割、指定都市では約7割が公募されているのに対し、市区町村では約4割となっており、大規模な自治体において公募で選定されている割合が高く、自治体の規模により差がみられる状況です。

質疑 公募と非公募の基準はどうなっているか。

答弁 「大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条では、基本的に公募となっています。ただし、第5条で指定管理者の選定の特例が設けてあり、今回の老人福祉センターの場合は、第5条第1項第4号の規定により、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると判断するときは、本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができる」とされているため、非公募としたところです。

質疑 要件としては、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うこと」が一番のポイントとなるということか。

答弁 そのとおりです。

質疑 全国的に、市町村においては、非公募の割合が高いとの説明であったが、非公募での選定が、住民サービスの向上につながるのか。

答弁 大津町社会福祉協議会は地域福祉の基盤を持った唯一の組織と判断しています。地域ケア会議や、民生委員・児童委員、介護予防事業と一体的に活動している蓄積があります。他者の場合、地域ネットワークを構築していく必要があるため、社会福祉協議会が最も適任と判断しています。非公募を前提としていたわけではなく、公募も検討したうえで、最終的に非公募としたところです。理由としては、社会福祉協議会は、老人福祉センターで活動しているグループの支援や、高校生ボランティアの育成活動など、お金には変えられない、地域の福祉力強化につながる事業を実施している点や、いつでも専門職による相談ができる体制があるという点で、大津町社会福祉協議会が効果的と考えたところです。

質疑 老人福祉センター条例に定めてある業務で、社協が生活相談機能や老人

クラブ等とのつながりを持っていることで、事業を優位に実施できるということか。

答弁 そのとおりです。

質疑 今後、外国人の相談が増加すると思われるが、選定の基準に外国人の対応ができるかといった項目はあるのか。

答弁 選定基準にその項目はありません。日本人、外国人の区別なく住民としてサービス提供を行うこととしています。

質疑 これまでの内容を、簡潔にまとめて説明してもらいたい。

答弁 老人福祉センターの指定管理者の選定にあたり、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であり、相談体制や各種ボランティア支援を行っていることから地方自治法及び町の条例に基づいて公募は行わず、非公募として選定しています。

質疑 ボランティアの支援とは、具体的にどのような団体に支援をしているのか。

答弁 民生委員・児童委員協議会やひとり親家庭福祉協議会、身体障害者福祉会の他、10者ほど団体があります。

質疑 ボランティア育成はどのようなことを行っているのか。

答弁 高校生向けの育成プログラムを実施しているほか、夏休みに町内の小学生から高校生を対象に福祉の理解を深めることを目的としたワークキャンプを実施し、福祉の仕事の体験などの機会を提供しています。

質疑 民間団体と比べると、サービスの質や満足度が低いという話を聞くが実際はどうか。

答弁 社会福祉協議会が利用者に実施したアンケートでは、利用者の満足度は高い状況です。ただ、利用者のみのアンケートですので、課題としては周知不足が挙げられます。施設の老朽化に伴い、お風呂の不具合や畳の劣化

等の話は聞いていますので、町としてもモニタリング等を実施して、改善に向け検討しているところです。

質疑 そのアンケートは、事業報告書に提出されるアンケートなのか。

答弁 社会福祉協議会が実施したアンケート調査で、町が公表しているモニタリング調査の結果にも、利用ニーズについての調査結果をまとめたものとして記載しています。

質疑 選定委員会については、委員が全員出席しなければ成立しないのか。

答弁 「大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例」第6条で、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされています。また、同条第3項で、「出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」とされており、7名中4名以上の賛成で可決となりますので、問題はないと考えています。

質疑 委員のうち、役場外部の委員を半数以上にしなければいけないという運用があったと思うが。

答弁 条例第3条では、外部有識者を7名中2名以上とされていますが、現在は7名中4名が外部有識者となっています。今回欠席されたのは外部有識者の委員で、外部有識者が6名中3名でした。

質疑 評価の審査基準の施設類型が大規模専門施設とされているが、小規模定型施設ではないか。

答弁 以前からこの類型で選定を行っています。

意見 小規模提携施設だと思うので、運用指針に基づいて実施してもらいたい。

質疑 類型が変わると審査の基準が変わるものか。

答弁 施設の規模に応じて役割が変わるので、配点が少し変わることになります。

質疑 総得点の平均が 72.57 点だが、高いのか、低いのか、どう評価するのか。

答弁 全国的には、通常、合格点は 60 点から 70 点とされており、本町では、60 点以上を合格としています。

質疑 運用指針では、指定管理者を公募によらず、選定の特例を設ける場合は個別条例を改正するよう記載されているが、必要ではないか。

答弁 運用指針では、選定の特例を利用する場合は条例を改正することにより、運用指針に沿った手順となるものとなっていますが、次回選定の際、非公募となる場合には条例の改正を検討したいと考えています。

質疑 審査結果の公表はしているのか。

答弁 審査結果については、公開の基準は運用指針に定めてあり、応募者の総得点及び項目ごとの得点、委員ごとの総得点及び項目ごとの得点を町ホームページで公表しています。

質疑 契約時の双方代理人についてどのように整理しているか。

答弁 現在の指定管理の協定書は、町長と町長（会長）になっていますが、近年の他の業務の契約では、副町長と町長（会長）の契約となっています。今後は他自治体の例も確認し、同様に整理したいと考えています。

討 論 : なし

採 決 : 全員賛成で可決

議案第 73 号 件名 大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 若草児童学園が平成 28 年に民間移譲された経緯と理由は何か。

答弁 行政改革の一環として「民間でできるものは民間に」という方針に基づき

検討が進められ、その中で若草児童学園が対象となりました。数年間の検討を経て民間移譲が決定されました。

質疑 指定管理料が0円である理由は何か。

答弁 平成28年に「大津町若草児童学園」の園舎を社会福祉法人白川園へ無償譲渡した際、無償譲渡の条件として「大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者となり、設置目的に応じた管理運営を行うこと。この施設の指定管理委託料は0円とする。」と附しているためです。

質疑 過去に園舎を譲渡した際、将来的にこのような非公募での指定管理者選定が続くことになるという説明は議会に対して行われたのか。また、前回の選定も非公募だったのか。

答弁 園舎の無償譲渡と楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定については、平成28年第1回大津町議会定例会において議決を経ています。その際、「譲渡先の社会福祉法人は大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者となることを条件として募集」を行ったと説明しています。また、前回の選定も非公募で行っています。

意見 大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針において、非公募の場合は個別の条例に規定することと定められているため、今後対応をお願いする。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

令和7年12月11日に子育て支援課から報告があった「町内認可私立保育所職員逮捕事案に関する対応状況について」を踏まえ、委員会採決後の状況変化に伴い、令和7年12月15日に再度審議を行う。

質疑 当該事案が発生した事業所と指定管理者として選定している事業所は、同一法人だが異なる事業所とのことだが、具体的にどういうことか。

答弁 当該法人は保育園、特別養護老人ホーム、児童発達支援センター、相談支

援センター等複数の事業所を運営しています。指定管理者として選定している事業所と当該事案が発生した事業所は別の事業所であり、事業内容や管理責任者、運営体制も別であるということです。

質疑 当該法人内で、今回と同様の類似不祥事は他に確認されているか。

答弁 介護保険課が把握している範囲では、同様の事案は確認されておりません。

質疑 楽善ふれあいプラザの業務内容はどのようなものか。

答弁 楽善ふれあいプラザは高齢者を中心とした地域住民の利用を想定した体育館施設で、高齢者の介護予防の拠点施設という位置づけです。業務内容は、介護予防事業や地域活動、団体利用等への施設の貸し出しが中心です。

質疑 指定管理者の業務の中に子どもへの直接的な保育的関わりがあるのか。

答弁 指定管理者の業務は施設の管理運営であり、子どもへの直接的な保育や支援に関わる業務は含まれていません。

質疑 若草児童学園では、虐待防止策や研修体制は整備されているのか。

答弁 虐待防止マニュアル・倫理要綱に基づく研修、外部講師による専門研修、職員のメンタルヘルス面談等が実施されていることを確認しています。

質疑 管理運営に関する協定書等に基づき、指定管理者に対し、指定の取消しや業務の停止等の見直し措置を講じることは可能か。

答弁 指定前においては、社会的信用の著しい損失等が認められる場合には協定を締結しない、または協定を解除し指定管理者の指定を行わないことを募集要項に定めています。また、指定後においては管理運営に関する協定書第13条において、協定違反、管理業務が著しく不適当な場合、または社会的信用を著しく損なった場合等には、指定取消、業務の全部または一部の停止、委託料の返還、損害賠償を命じることができると規定しています。

質疑 今回の事案により、法人が債務不履行に陥る可能性はあるのか。

答弁 現段階では、法人が消滅することや、直ちに債務不履行に陥る状況は想定していません。

質疑 指定管理を取り消した場合、法的紛争に発展する可能性はあるのか。

答弁 現時点では具体的な見通しは持っておらず、行政不服申立てや訴訟等の法的リスクについては今後調査を行います。

意見 事実関係の確認が十分ではない現段階において、委員会として判断の基礎となる情報は以上のとおりであり、前回審議における質疑の範囲を超えて新たに審議を行うことは困難である。このため、本件については再審査を行う必要はないものと判断する。

議案第74号関連 件名 令和7年度大津町一般会計補正予算（第4号）について

（ 健康福祉部 福祉課 ）

質疑 扶助費は例年3月補正で計上されていたと思われるが、12月補正で計上した理由は何か。

答弁 今回は、12月時点で不足が見込まれたので計上したものです。

質疑 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見込みどおりの増額なのか。

答弁 障がい福祉計画等で人数等の増加は見込んでいますが、人数等の増加に応じたサービス費との連動については、今後確認します。新たなサービスの創設や報酬改定等もありますので、次回計画策定時には精査したうえで見込み（計画値）を検討していきます。

質疑 障がい福祉計画等に基づいて今後の増加見込を立てているため、連動して費用の確認も必要である。計画と実績見込みが異なっているのであれば、どこかで報告が必要ではないか。

答弁 障がい福祉計画等と実績見込みが異なっているのであれば、改めて報告したいと考えています。

質疑 扶助費が全て一般財源となっているが、国・県の財源はどうなっているのか。

答弁 今年度の国・県財源は概ね確定していますので、来年度に精算して国・県から負担金を受け入れるところです。

質疑 一般財源分を財政調整基金から取り崩してあるが、来年度に国・県からの負担金が交付された場合、財政調整基金へ積み立てるのか。

答弁 町全体の歳入・歳出を確認し、必要分を財政調整基金にて調整しています。扶助費が増える中で、財源の課題も検討する必要がありますので、財政調整基金の取り扱いについては、財政部局とも今後検討したいと考えています。

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 なし

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 地域介護・福祉空間整備等施設整備計画補助金の補正の経緯は何か。

答弁 本事業は、町内の高齢者施設 2 事業所が併設する施設において、非常用自家発電設備を一体的に設置する計画として協議申請されていました。しかし、当初は 1 事業所のみが採択されたため、設置する発電機を出力の小さい機種に変更し、採択事業所のみで整備することとしていました。その後、10 月に残りの 1 事業所についても追加採択の内示があったため、今回増額補正を行うものです。これにより、当初計画どおり 2 事業所に対応可能な発電機を一体的に導入することとなります。

質疑 2 事業所の経営者は同一か。また、発電機の規模は倍程度になるのか。

答弁 経営者は同一です。発電機の出力はほぼ倍になり、災害時に 2 事業所の電力需要を十分賄える規模です。

質疑 介護保険特別会計への繰出金の増額は、医療費等の増加によるものか。

答弁 医療費等ではなく、人事院勧告による給与改定に伴い、介護保険特別会計の入件費が増額となったことによるものです。

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 後期高齢者医療の人間ドック受診数は毎年増加しているのか。

答弁 受診者数は年々増加しており、昨年度も増額補正により対応しています。

質疑 以前の説明では、後期高齢者は定期的に病院を受診する人が多く、人間ドックを受診する人は少ないとの話があったが、傾向が変化しているのか。

答弁 本年度の人間ドックの申請者数を年齢別に集計したところ、80歳以上の方は、各年齢で10人程度に留まっていますが、75歳から79歳までの方の合計は144人です。また、年齢別の申請割合も80歳台が3%程度に対し、75歳が10%程度であり、直近で後期高齢者に移行された団塊の世代を含む70歳代の受診数が大きく増加していることが要因です。

質疑 人間ドックの個人負担額はいくらか。

答弁 受診に対して2万5千円を補助しています。検査項目やオプションを増やす場合は、個人負担となります。

質疑 未熟児養育医療について、入院費用の全額を町で負担するとの説明であったがどういうことか。未熟児の入院期間はどれくらいか。

答弁 未熟児の入院期間は、出産時の妊娠週数や出生体重、健康状態など、個々の状況によって異なります。通常であれば医療保険適用分に加えて所得に応じた自己負担をお願いすることになりますが、今回は生活保護世帯のお子さんの入院であるため、医療保険適用分および自己負担分を含めた医療費の全額を町が未熟児養育医療費として負担します。このため、増額補正を計上したものです。なお、支出後に国から2分の1、県から4分の1の負担金を受け入れる仕組みとなっています。

（ 教育部 教育施設課 ）

質疑 大津北中学校は、外灯工事を行いLED照明になるが、大津中学校の外灯は、どのような状況であるのか。

答弁 大津中学校は、3基のうち2基をLED照明にしています。残りの照明についても改修していきたいと考えています。

質疑 大津北中学校の外灯は、いつ点灯しなくなったのか。また、改修はいつ頃、実施するのか。

答弁 点灯しなくなった具体的な時期は不明ですが、施工は今年中に工事を発注するところで進めて行く予定です。

質疑 中学校施設空調設備事業の起債名称が変更になった理由は何か。

答弁 本来、空調設備工事は、学校施設環境改善交付金の対象で、学校教育施設等整備事業債を活用しますが、今回は、空調設備整備臨時特例交付金での事業採択となったため、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を活用することになるため変更を行っています。なお、事業の充当率等に変更はありません。

質疑 中学校施設空調設備事業に関して、小中学校の体育館に空調を整備するのであれば、断熱工事も実施した方が良いのではないか。

答弁 断熱対策をすることが交付条件となっているため実施する予定です。以前は、空調整備の補助条件が厳しく、断熱対策については屋根や外壁等の比較的大規模な工事が必要でした。しかし、補助条件が緩和され何らかの断熱対策を実施すれば良いことになっています。窓ガラスへの遮熱フィルムや遮熱カーテン等の事例もあり、工事と同時期でなく後年で実施することも認められています。

質疑 電気設備工事はあるのか。

答弁 空調整備工事に付随する電気設備工事はあります。

質疑 空調設備については、冷暖房共に利用できるのか。

答弁 現在、設計中ですが、冷房と暖房の両方で検討しています。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 地域生涯学習施設等備品購入補助金は各地区公民館への補助金か。

答弁 各地区で購入する備品に対し3分の1を町から補助するものです。これまでの実績では、エアコン、会議用のテーブル、冷蔵庫等の備品が申請されています。

質疑 大津町民グラウンドにおける苦情などが今まであったかと思うが、過去の維持管理について、どのような対応をしてきたのか。

答弁 グラウンド管理については、指定管理を行う前は直営で対応していました。特に、グラウンドが高台に位置しているため、風が強く、土砂が飛散しやすい状況にあります。そのため、下層の石が露出しやすく、定期的に石を取り除く作業を行っていました。また、内野・外野の段差解消のため土を補充しながら管理していましたが、現在、Bコートにおいては、特に碎石の露出がひどい状況です。そのため、安全性の観点から補正予算で対応をお願いするものです。

なお、寄せられた苦情ですが、スポーツ推進委員の会議の折に、野球・ソフトボールをされている方から、コートに石が出て危ない、ナイター照明が暗いとの苦情をいただいている状況です。

質疑 町民グラウンドについて、以前から改善要請等はなかったのか。

答弁 これまで特に要望等はありませんでしたが、今年度になり競技団体等からご指摘をいただいているところです。これまでも部分的な補修については継続的に対応を行ってきました。

質疑 過去に利用者の方から改善の要望があったが、それがそのまま放置されてきたのではないかということを心配している。個別に対応してきたのかもしれないが、それに対してもきちんと応えてきたのか。

答弁 これまでの改善要望等に関しては、部分的な補修改善などの簡易的な対

応をとらせていただいたと認識しています。

質疑 今までの要望等は、施設管理カルテには記録されているか。

答弁 これまでの要望等については、その都度対応してきましたが、施設管理カルテには記録はしていません。

質疑 利用者からの苦情や要望を記録するようなシステムはないのか。

答弁 苦情や要望がありましたら、個別に聴取票により記録していますが、それをまとめた施設管理カルテ等には管理できていない状況です。施設マネジメントシステム上では、(改修工事費など) 予算化されている部分については、施設ごとの情報が登録されていますが、簡易的な部分の対応については記録ができていない状況です。今後は苦情や要望についての記録を徹底するとともに、迅速な対応に努めてまいります。

また、令和5年度から体育施設の管理は、指定管理に移行していますので、指定管理者との情報共有も強化し、適切な対応を心がけていきます。

※参考

公共施設マネジメントシステムには、修繕工事履歴メモはあるが、苦情を記録する機能は実装していない状況です。

質疑 指定管理者からは町民グラウンドの状況の報告はなかったか。

答弁 指定監理者からの毎月の報告書に、利用者からの苦情や意見をまとめていますが、その中で町民グラウンドの要望等の報告はありませんでした。

質疑 指定管理者からは、状況の報告はあったが、要望はなかったとの認識でよいか。

答弁 指定管理者が受けた、利用者からの苦情や不備等の指摘は、生涯学習課に定期的に報告がありますが、町民グラウンドに関する改善の要望等はありませんでした。

意見 Bコートは、コート4面の中であまり利用されていない状況だと思う。現

在、ソフトボール大会では4面全部を使用し、野球では2面を使用している。しかし、ソフトボールでは、ボールが段差で跳ねて取れないことなどから、Bコートの利用者が最も少なかったのではないかと思う。今後、改修するのであれば、4面すべてが安全に使用できるように整備してもらいたい。

質疑 これまで、Bコートのクレーコートと外野の芝との段差で転倒したり、怪我をしたりした報告等はなかったか。

答弁 これまで、怪我等の報告は受けていません。段差については、定期的に土の補充や芝の刈込み等の対応をしています。

質疑 Aコート、Cコートの使用率が高いが、この両コートに対する不満やクレーム等はなかったか。

答弁 クレーム等は特に受けていませんでしたが、現地確認を行った結果、Aコート、Cコートで、一部プレートが突出したところがあったため、指定管理者に応急的な対応をしていただきました。しかし、グラウンド全体としては支障が少ない状態で、部分的に修繕しながら対応しています。

質疑 ソフトボールは、町民の利用が少なく4面すべてが必要ではないのではないか。（使用頻度の低い）コートの面を減らすことは考えていないか。

答弁 ソフトボール競技での町民の利用は、以前に比べて少なくなっていますが、ソフトボールコートを4面同時に展開できる施設は、近隣市町村にはありませんので、現在、九州大会などが行われていますが、将来的には検討を行っていかなければならないと考えています。

質疑 令和5年にはグラウンドの段差等について、把握できていたと思うが、指定管理に引き継ぐ際に、町民グラウンドの芝とクレーコート段差の件は指摘されていなかったのか。

答弁 町民グラウンドの芝とクレーコートの段差の件については指摘されていませんでした。

(繰越明許費の補正)

質疑 2022年頃からガスヒートポンプ（GHP）の納期の遅れが全国的にあったと聞くが、それを前提として工期を考えておくべきだったのではないか。（請負者の代表企業である）業者は体育館空調設備に関する工事を今まで何件くらい行っている会社か。

答弁 昨年から、総合体育館の空調整備事業の設計業務を進めていたところであります、コンサルとも打合せを行っています。今年3月から4月の打ち合せの際は、「受注が増えてきているため、最低でも4ヶ月以上はかかる。」と聞いていましたが、その時点では、通常通り入札、契約を進めれば、工期内に発注ができ、納品もできるというところで進めさせていただいたところです。しかし今年の9月頃から、発注が増えてきたということで、事態が突発的に変化する状況となりました
また、町が求めた工事の実績としては、体育館空調設備の実績ではなく、機械設備工事で、請負金額が1億4千万円の施工実績を有することとして公告を行いました。エアコンについては空気調和設備ということで、機械設備の経験があれば可能という判断で行っていますので、学校の体育館に関する空調の設置実績を、今回の入札参加の条件とはしませんでした。
なお、業者の工事実績ですが、県立高校実習棟の空調設備工事の請負実績があり、請負額は約2億円となっています。

質疑 工事実績は、（総合体育館の空調と同じ）ガスヒートポンプ（GHP）か。

答弁 おそらく電気式と考えられます。

質疑 請負業者は、ガスヒートポンプの実績がないのではないか。

答弁 エアコンの室外機は、通常は電気式かガス式かのいずれかになると考えられるため、特にガス式だから難しいということではないと思います。

質疑 業者の見込みが甘かったのではないか。また、業者には空調設備の請負実績が無く初めての受注だったのではないか。本来であれば専門的な技術を持った業者が良かったのではないか。2022年頃からこの状態は続いているということを踏まえ、業者は遅れる予測ができなかつたのか。事前に調査しておくべきではなかったのか。

答弁 業者が、入札参加前にメーカーから取得した見積もりにおいて、納期が「打ち合わせ後」となっており、納期の確認が口頭に留まっていましたので、納期をしっかりと押さえておく必要があったのではないかと思います。

質疑 工事・業務実績情報データベース（コリンズ）で確認しているのか。

答弁 工事・業務実績情報データベースでの確認です。

質疑 業者が入札に参加して、何か納入しようとする時には、その納期については、必ず事前に確認するものである。納期の確約がない状態で、工期のあるような入札に参加するようなリスクは、普通負わない。先の見積書の中で、「納期は相談です。」と書いてあったならば、「いつ発注すれば何月に納品される。」という確認が必要であり、（他自治体の）サウンディングなどで品薄の状態は、業界（業者）は認識していたはずである。そうなると年間で相当額（11億）の売り上げがあって、機械設備工事の業績のある会社であれば、その情報を知らないはずがない。

よって、入札時点で必ずそのことは分かっていて、なおかつ、納期の確約が無いままに入札したということは、普通に考えれば、入札参加に対する注意義務が欠けていたという見方になると思う。

セメントや鉄骨等の一般的な、常に市場にある資材が、急な社会情勢の変化で足りなくなつたということならば理解できるが、今回のGHPは受注生産品であり、発注してからいつ納品されるかは、当然確認しなければならない。そういうことをしていないのは業者の落ち度である。

町の工期設定は、標準的な2ヵ月から4ヵ月を越えたものであって、十分な工期を設定している中で、物品が調達できないということは、業者が注意義務を怠ったということになるとしか思えない。

結果として、繰越明許費補正が計上されたことは、予算上、仕方のないことであることは分かるが、業者に対するペナルティーを設けなければならぬのではないか。

答弁 今回の件につきましては、基本的には受注者側に工期内完成の責任があると認識しており、町としても安易に工期延長を認めているものではありません。ただし、今回の工期延長につきましては、業者の怠慢や不手際等によるものではなく、全国的な空調機器の需要増やメーカーの製造ラインの改修等があったことから、公共工事請負契約約款に記載されてい

るとおり、受注者の責めに帰すことができないものであり、受注者側の責任として負わせることが出来ないものと考えています。また、不可抗力の要因が非常に大きいものと判断し、公共工事請負契約約款に基づく遅延損害金または費用負担の補償については請求を行っていません。

このことは、熊本県土木部営繕課にも確認を行っています。また、全国的にも、近年の半導体不足が要因となる遅延に関しても同様の対応を行っていると確認しているところです。ペナルティーは考えていませんが、受注生産品となっているかなど、町の対応も甘かったのではないかと認識しています。

質疑 業者に責任は無いと考えているのか。

答弁 そのように考えています。

質疑 ウッドショックなどの時ならば理解できるが、受注生産品であれば、予め業者が納期を確認しなければならないことである。

答弁 全国的な空調機器の需要増加に伴う供給不足であったことから、今回は請負者の責めに帰すことができないものに該当すると確認しております。

質疑 どこに確認したのか。また、全国的な遅れがあるということは、分かっていた事ですよねという話をしている。

答弁 (請負者の責めに帰すことができないケースについては) 県土木部営繕課に確認しました。また、メーカーからの回答にもあるように、当初の打ち合わせの時点では、全く製品が入らないという情報はありませんでした。

質疑 業者は、(品薄の) 情報を持っていたはずである。

答弁 (当初の打ち合わせでは) 納期が3、4ヶ月から半年程度遅れるという情報はありました。年度内の工期には間に合うところで確認はさせて頂いておりました。

意見 (それは) 口頭での確認ではないか。通常、企業間取引 (B2B) においては、書面でのやり取りをするのが当然である。

質疑 本会議質疑にもあったが、通常、民間の工事であれば、工事契約時点で納期まで全部分かっており、それで見積りをとっているはずなのに、今回の工事の延長は、契約までに気づかなかったのか。

また、今回の契約の甘さの部分について、本当に突発的なものだったか。本来なら、業者が工期も含め、契約する時点で（供給不足が）分かっていなかつたのか。

6月まで工期を延長することは契約不履行ではないかということについて問われている。

これについて、業者も契約時にはある程度いつまでできるという納期を見込んで契約していると思うが、今回の工期延長や違約金等についてはどう考えているか。

また、（来年4月以降の）体育館利用者にとっても、空調が使用できないのであれば大会が開催できないなど、町に対して損害を求める可能性も考えられる。今回、業者は本当に確かめて（入札を）行ったのか。

答弁 財政課において契約は行いますが、通常、入札では施工実績を確認します。これは、工事の品質確保、工期も含めた質の確保という観点からそのような運用をしており、今回の入札に関して瑕疵はなかったと考えています。また、業者が応札した時点では、町が設定した工期で収まることを確信していたのではないかと考えていますが、ご指摘のとおり（業者がメーカーから取得する）事前の見積書で納期を確約する記載がなかったことは、詰めが甘かったと認識しています。なお、契約の不履行に該当しないか、慰約金を請求すべきではないかについては、顧問弁護士にも相談し、示唆をいただきおきたいと考えています。また、再度、熊本県土木部営繕課、国土交通省の営繕課にも確認をしたいと思います。

質疑 契約の大小に関わらず、契約した時点で納期を必ず守るという体制づくりが必要である。工期が延長になったから良いなど、今後は認められないと思う。

答弁 以前は、総合評価方式で、工期に収まる技術提案を求めるような入札を行っていましたが、入札手続きに相当の時間を要するため、最近では行っていませんが、そういったことも、今後工夫が必要ではないかと考えています。

質疑 2022年頃からGHPの納期遅延が常態化していることを、役場の担

当者は、誰一人把握していなかったのか。

答弁 空調機の需要が増え、納入が長引いている状況については聞いていましたが、業務を設計業者に発注し、納期の確認を行った上で工期を設定していましたので、（納期は長引いている）状況は把握しているものの、工事は可能と判断し発注しています。

質疑 今回の件は業者側に落ち度はないとの説明だったが、そうなると遅延が発生した場合に双方の責めに帰さないことになり、施工の費用を足さなければならなくなるが、そこに対してどのように対応するのか。

答弁 工期が伸びると経費が増え、その分は町にとって損害ではないかとのご指摘だったと思いますが、現場での作業は物品が納品されるまで少なくなることから、監理業者と町、請負業者で、今後、十分に協議を進めていきたいと思います。（今回の工期延長に伴う）増額分の支出は好ましくないというご指摘を踏まえて協議を行っていきます。

質疑 追加費用は発生しないという認識で良いか。

答弁 町の負担が必要最小限で済むように進めていきたいと考えています。

質疑 再発防止策はあるか。

答弁 今後、中学校体育館の空調整備、また、小学校体育館の空調工事の設計をお願いしたいと考えており、暫くは空調関係の工事が続くと認識していますので、メーカーのサウンディング等は必要であると考えていますし、また、繰越に關しましては、文部科学省の国庫補助を使うため、基本的には単年度での工期しか設定できませんが、年度を越すことが見込まれる場合には、入札公告において「国の繰越の許可があった場合は、工期をいつまで伸ばす予定である。」などの条件を明示して適正な工期を確保し、期間内での工事の完成を担保していきたいと考えています。

質疑 工期を割った場合には違約金を取ることを明確にするため、例規の改正などは必要ないか。今回の問題は当たり前ではなく、非常に大きな額を契約したにもかかわらず、「機器が入手できなため遅れます。」では（町民に）納得してもらえないのではないか。

答弁 工期を割った場合に、必ず違約金を取るということは、さまざまなリスクがある以上、業者も安易に約束できないと思いますし、町に対する業者からの信頼にも影響があると思います。

質疑 それは役場の考え方であり、民間は違う。

答弁 仕様書の中に謳い込んでいくことは可能ではないかと思いますが、(入札前に)町が指定した工期に間に合わないと判断される場合には、入札に参加していただかぬことが良いと思います。町としても、適正工期を設定した上で、業者に応札していただく環境を整えなければならないと考えています。

質疑 遅延損害金は約款に定めてあるが、どのような場合にそれを行使するのか。町の考えは優し過ぎるのではないかと思う。そこは厳しく対応していかなければならないのではないか。そのため、仕様書において「機材に関して確実に確保すること」等の明示を厳密に行う必要があるのではないか。そういうことを改善していかないと、今回と同様のことが発生するのではないか。仕様書への書き込みをもっと厳密に行うべきではないか。

答弁 一般競争入札においては、共通事項書を確認して応札していただくことになっており、共通事項書への追加の記載については研究の余地があると思いますので、財政課と協議しながら、条文の差し込みができないか検討します。

質疑 空調整備事業に係る全員協議会資料に記載の事業総額（3億4千7百60万円）が、今回の繰越明許費の補正に計上されると思っていたが、予算書には2億5千5百91万5千円になっている。予算計上にあたり、どのようなことが起きているのか説明を求める。

答弁 空調整備事業に係る関連工事・監理業務の契約総額は、3億4千7百60万円ですが、この額から（本年度に支出を行っている）前払金総額1億9百12万円を減じ、かつ、現時点で予測できない工事の追加などの変更があった場合に備え、契約総額に5%を乗じた額（約1千7百万円）を加えて、繰越明許費の補正を2億5千5百91万5千円と設定したところです。

意見 今回は、繰越明許という予算上の措置はやむをえないと考えるが、工期延長については、受注者の注意義務違反と考えている。

現時点で予測できない事態は別にして、工期延長にかかる追加費用が発生しないように当委員会は強く求める。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 75 号 件名 令和 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号) について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 普通交付金は、毎年 12 月に増額しているのか。

答弁 普通交付金は保険給付費と連動して増減します。令和 5 年度と令和 6 年度は、保険給付費が当初予算より低くなつたため、3 月で減額補正しました。本年度は、過去 2 年の傾向から当初予算を低く設定したところ、想定よりも保険給付費が高額となり、3 月補正では支払いが間に合わない見込みがあつたため、12 月補正で増額しています。

質疑 歳入の保険者努力支援分とは、どのような内容か。

答弁 保険者は大津町を指しており、医療費を抑制するための事業に対して交付される補助金です。今回の補正では、特定健診の受診等に係る会計年度任用職員分の人事費を、保険者努力支援分の補助対象経費として計上しています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 7 6 号 件名 令和 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 7 7 号 件名 令和 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決